

令和2年4月24日

保護者の皆様へ

名古屋市

保育所等の利用に関するお願い

本市におきましては、保育所等は引き続き開所し、必要な保育は継続する一方で、本市内の保育所において新型コロナウイルス感染症が発生し、感染が拡大していることから、ご家庭で保育できる場合には、登園を控えていただくようお願いしているところです。

今回、市立学校（園）の臨時休業の期間が令和2年5月31日まで延長されたことを踏まえ、このお願いの期間を令和2年5月31日まで延長させていただきます。

お子さま、保護者の皆様、そして職員を感染から守るための大切なお願いとなります。保護者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 期間

令和2年5月31日（日）まで

2 お願いする内容

(1) ご家庭で保育できる場合、登園を控えてください

期間中は、仕事が休めない等やむを得ない場合を除き、登園を控えてください。

※お仕事の勤務調整についてお勤め先にご相談される場合、必要に応じ、このお知らせもしくは事業主の方への依頼文をお勤め先にお示しください。

(2) 「保育利用状況確認書」の提出にご協力ください

保育が必要な状況を確認し、保育の体制を整えるために活用させていただきます。
各園からの求めに応じて、別紙「保育利用状況確認書」の提出をお願いします。

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

期間中に登園を控えていただいた場合、登園を控えた日数に応じて利用者負担額（保育料）を減額します。

※一旦月額全額を納めていただいた後、減額分について、翌々月以降の利用者負担額（保育料）との調整（差引処理）を検討しています。

子ども青少年局保育企画室 Tel:972-2528